

徳島県告示第六百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和四年十一月二十九日から令和五年三月二十九日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和四年十一月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾 健一

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ショッピングセンターアクアシティー
所在地 吉野川市鴨島町上下島九二番地三

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾 健一
株式会社TFH	吉野川市鴨島町上下島九二番地三	谷 哲也
有限会社さひめの風	島根県大田市大田町大田口一三二六番地一八	三谷 秀人
株式会社ミヤキタ	三好郡東みよし町加茂一九四八番地三	張川 和夫
株式会社嵯峨	吉野川市鴨島町鴨島四九九番地一三	嵯峨 昭仁
有限会社阿波牛の藤原	板野郡松茂町広島字東裏三番地	藤原 誠
有限会社トータルファッショナルフジノ	吉野川市鴨島町上下島九二番地三	藤野 文子
トーコー株式会社	同 鴨島四九三番地	戸出 静夫
株式会社ワッツ西日本販売	大阪市中央区城見一丁目四番七〇号 住友生命OBPプラザビル	山野 博幸

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾 健一
株式会社TFH	吉野川市鴨島町上下島九二番地三	谷 哲也
有限会社さひめの風	島根県大田市大田町大田口一三二六番地一八	三谷 秀人

株式会社ミヤキタ	三好郡東みよし町加茂一九四八番地三	張川 和夫
株式会社嵯峨	吉野川市鴨島町鴨島四九九番地一三	嵯峨 昭仁
有限会社阿波牛の藤原	板野郡松茂町広島字東裏三番地	藤原 誠
有限会社トータルファッシ ヨンフジノ	吉野川市鴨島町上下島九二番地三	藤野 文子
トーコー株式会社	同 鴨島四九三番地	戸出 静夫
株式会社ワッツ西日本販売	大阪市中央区城見一丁目四番七〇号 住友生 命OBPプラザビル	山野 博幸
長岡 麻喜	吉野川市山川町宮島二〇二一	

4 変更年月日

令和三年十月一日

二 届出年月日

令和四年十月三十一日

三 届出の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び吉野川市産業経済部商工観光課
- 2 縦覧の期間 令和四年十一月二十九日から令和五年三月二十九日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び吉野川市産業経済部商工観光課において公告の日から一月間縦覧に供する。